

令和6年度第2回龍ヶ崎市情報セキュリティ委員会

日時：令和6年10月15日（火）
情報化推進委員会終了後
場所：庁議室

- 1 令和6年度上半期情報セキュリティ内部監査の結果について
- 2 令和6年度情報セキュリティ研修会について
- 3 私用スマートフォンの業務での使用について
- 4 その他

令和6年度（上半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

（1）監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第11条の規定に基づき情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ケ崎市情報セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

（2）監査対象課及び対象システム

監査対象課

秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課

対象システム

住民情報基幹系システム、イントラネット系システム、各課等が管理及び所有しているシステム

（3）監査実施日

令和6年9月27日（金）

（4）監査実施体制

監査実施責任者：デジタル都市推進課長（監査規程第3条第2項）

監査担当部門：デジタル都市推進課（監査規程第3条第1項）

（5）監査の基準となる根拠

- ・ 龍ケ崎市情報セキュリティ規則・龍ケ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・ 龍ケ崎市セキュリティ対策に関する規程・龍ケ崎市電子文書取扱規程
- ・ 龍ケ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 龍ケ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- ・ 地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン（総務省）

- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）

2 監査結果

（総評）

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則及び龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程からなる龍ヶ崎市情報セキュリティポリシーを基に、デジタル都市推進課が事務局となって定期的な研修を行い、また、e-Learning の受講によりセキュリティ対策に関しての意識高揚を図っている。

今回の内部監査においては、対象課において提出のあった各種チェックシート等の確認に加えて、対象課職員に対するヒアリングも行うこととし、情報セキュリティ対策が適切に行われているか確認を行った。また、特定個人情報を取り扱っている課においては、「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」により、特定個人情報の取扱い状況等も確認したところであり、より適正な取扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報の適正な取扱いについて引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたい。

監査の結果としては、デスクトップへの ID・パスワードファイルの貼付け、USBメモリへのパスワードの貼付けが見受けられる課があり、それらについては情報セキュリティ事故につながる可能性が高く、直ちに是正を指示した。そのほか、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認されなかったが、指摘事項には至らないまでも、改善が望ましい事項が確認され、その事項において指導を行い、それらも直ちに是正を行わせた。それらの事項については、龍ヶ崎市情報セキュリティポリシー等に則り、課内全職員で取り組む必要がある。

3 課別監査結果

別紙「令和6年度（上半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧」のとおり

○人的セキュリティ

監査項目	適正に実施している課	改善が必要な課	改善内容等
1 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止(職員等による業務以外の目的での情報資産の持ち出し、又は情報システムへのアクセス禁止)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
2 私物パソコン等	秘書広聴課、防災安全課、	なし	

の持込制限(職員等による私物のパソコン及び記録媒体の庁舎内への持込は行われていない。)	管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課		
3(1) パソコンの取扱い(離席時には、パソコンの第三者使用を防止するための適切な措置が講じられている。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
3(2) パソコンの取扱い(デスクトップに文書等を保存していない。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、障がい福祉課	保育課	一部デスクトップに文書等を保存している課も見受けられたが、改善あり。
4 ID・パスワードの取扱い(職員等のパスワードは当該本人以外に知られないように取扱われている。また、定期的にパスワードを変更している。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、障がい福祉課	保育課	
5 イン트라ネットにおけるメール送信(「to」、「cc」、「bcc」を正しく使い分けている。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
6(1) 公務用USBメモリの取扱い(公務用USBメモリの中にデータを保存していない。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
6(2) 公務用USB	秘書広聴課、防災安全課、	なし	

メモリの取扱い(公務用USBメモリは使用するとき以外は適正に保管されている)	管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課		
7 セキュリティ研修への参加(職員等が積極的にセキュリティ研修に参加している。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	

○物的セキュリティ

監査項目	適正に実施している課	改善が必要な課	改善内容等
1 機器の取付け(サーバ、HUB等を取付ける際、埃、振動等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの対策が講じられているか。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
2 通信ケーブル等の保護(通信ケーブルや電源ケーブルの損傷を防止するための対策が講じられているか。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
3 机上のパソコンの取扱い(退庁時におけるノートパソコンは施錠できる保管庫で管理を行っている。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
4 サーバの機器の定期保守(サーバの機器の定期保守が実施	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	一部保守体制等が明確になってな

されているか。)			い課も見受けられたが、改善あり。
5 サーバ障害対策の手順(サーバに障害が発生した場合の対策手順が定められ、文書化されている。)	秘書広聴課、防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	一部障害対策手順が明確になっていない課も見受けられたが、改善あり。ただし、不十分などもあるため、継続して整備を求める。

○特定個人情報の適正な取扱い

監査項目	適正に実施している課	改善が必要な課	改善内容等
1 特定個人情報の取得について(業務手順が定められているか。裏面を見ない等の対応が周知徹底されているか。)	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
2 特定個人情報の利用について(職員を限定しているか。)	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
3 特定個人情報の保存について(文書管理規定により正しい保存年限を設定しているか。)	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
4 特定個人情報の削除・廃棄について(機密文書として適切に削除・廃棄しているか。)	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
5 特定個人情報の取扱い体制について(届出を行い、取扱	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障が	なし	

者や範囲を定めているか。持ち運ぶ際の措置を講じているか。)	い福祉課		
6 特定個人情報の運用について（指定範囲の外に持ち出していないか。）	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
7 情報漏えい事案に対する体制（龍ヶ崎市情報セキュリティ事故等手順書により対応できるか。）	防災安全課、管財課、福祉総務課、保育課、障がい福祉課	なし	
8 特定個人情報事務取扱担当の監督、教育（所属長による取扱い確認が行われているか。）	防災安全課、管財課、福祉総務課	保育課、障がい福祉課	e-Learningの受講状況が悪いため、早急な受講を促す。

情報セキュリティ内部監査結果報告書

令和6年10月15日

1	監査目的	各課等において、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に運用されているかを点検し、情報セキュリティ事故等の未然防止に資するとともに市が管理する情報資産の保護に努める。
2	監査範囲	(1) 地域イントラネット系システム (2) その他各課等で使用しているシステム
3	被監査部門	秘書広聴課
4	監査方法	(1) 監査項目（書類）の確認 (2) 遠隔操作によるシステム等の管理状況の確認 ア. ログ（端末の操作記録）の確認等 イ. デスクトップ上のデータ確認 (3) 職員へのヒアリング
5	監査実施日程	令和6年9月27日（金）
6	監査項目	(1) 人的セキュリティに関する管理状況 (2) 物理的セキュリティに関する管理状況 (3) 情報セキュリティ研修受講記録状況 (4) 情報資産管理状況 (5) 特定個人情報の適正な取扱い状況等 (6) 基幹系システムにおけるデータの管理状況 など
7	適用基準	(1) 龍ヶ崎市セキュリティ規則 (2) 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程 (3) 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程 (4) 龍ヶ崎市電子文書取扱規程 (5) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 など

○人的セキュリティに関して

概ね適正に運用が行われている。一部職員において、デスクトップへのデータ等の貼り付けが見られたが、改善を図られているため、今後も継続して適正な管理・運用を行うこと。

指摘事項：なし

○物的セキュリティに関して

課にて調達している端末等について、情報資産管理簿にて適切に管理するとともに、万一に備えバックアップ等を検討すること。

指摘事項：なし

情報セキュリティ内部監査結果報告書

令和6年10月15日

1	監査目的	各課等において、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に運用されているかを点検し、情報セキュリティ事故等の未然防止に資するとともに市が管理する情報資産の保護に努める。
2	監査範囲	(1) 地域イントラネット系システム (2) その他各課等で使用しているシステム
3	被監査部門	防災安全課
4	監査方法	(1) 監査項目（書類）の確認 (2) 遠隔操作によるシステム等の管理状況の確認 ア. ログ（端末の操作記録）の確認等 イ. デスクトップ上のデータ確認 (3) 職員へのヒアリング
5	監査実施日程	令和6年9月27日（金）
6	監査項目	(1) 人的セキュリティに関する管理状況 (2) 物理的セキュリティに関する管理状況 (3) 情報セキュリティ研修受講記録状況 (4) 情報資産管理状況 (5) 特定個人情報の適正な取扱い状況等 (6) 基幹系システムにおけるデータの管理状況 など
7	適用基準	(1) 龍ヶ崎市セキュリティ規則 (2) 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程 (3) 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程 (4) 龍ヶ崎市電子文書取扱規程 (5) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 など

○人的セキュリティに関して

概ね適正に運用が行われている。今後も継続して適正な管理・運用を行うこと。

指摘事項：なし

○物的セキュリティに関して

概ね適正に取り扱われている。保守体制など一覧化されており、明確である。一部ファイルサーバについて整理が必要と思われる。

指摘事項：なし

○特定個人情報の適切な取扱いに関して

概ね適正に取り扱われている。特定個人情報については、個人情報よりもさらに厳格な取扱いが求められているとともに、事件・事故の際には罰則規定も設けられている。引き続き適正に管理・運用すること。

指摘事項：なし

情報セキュリティ内部監査結果報告書

令和6年10月15日

1	監査目的	各課等において、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に運用されているかを点検し、情報セキュリティ事故等の未然防止に資するとともに市が管理する情報資産の保護に努める。
2	監査範囲	(1) 地域イントラネット系システム (2) その他各課等で使用しているシステム
3	被監査部門	管財課
4	監査方法	(1) 監査項目（書類）の確認 (2) 遠隔操作によるシステム等の管理状況の確認 ア. ログ（端末の操作記録）の確認等 イ. デスクトップ上のデータ確認 (3) 職員へのヒアリング
5	監査実施日程	令和6年9月27日（金）
6	監査項目	(1) 人的セキュリティに関する管理状況 (2) 物理的セキュリティに関する管理状況 (3) 情報セキュリティ研修受講記録状況 (4) 情報資産管理状況 (5) 特定個人情報の適正な取扱い状況等 (6) 基幹系システムにおけるデータの管理状況 など
7	適用基準	(1) 龍ヶ崎市セキュリティ規則 (2) 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程 (3) 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程 (4) 龍ヶ崎市電子文書取扱規程 (5) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 など

○人的セキュリティに関して

離席時の対応など、一部改善点あり。今後も継続して適正な管理・運用を行うこと。

指摘事項：なし

○物的セキュリティに関して

概ね適正に取り扱われている。独自調達システムの端末等について、更新を計画的に行うこと。

指摘事項：なし

○特定個人情報の適切な取扱いに関して

概ね適正に取り扱われている。特定個人情報取扱届にて登録されている職員については、情報連携に関する研修は早急に受講すること。

指摘事項：なし

情報セキュリティ内部監査結果報告書

令和6年10月15日

1	監査目的	各課等において、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に運用されているかを点検し、情報セキュリティ事故等の未然防止に資するとともに市が管理する情報資産の保護に努める。
2	監査範囲	(1) 地域イントラネット系システム (2) 住民情報基幹系システム (3) その他各課等で使用しているシステム
3	被監査部門	福祉総務課
4	監査方法	(1) 監査項目（書類）の確認 (2) 遠隔操作によるシステム等の管理状況の確認 ア. ログ（端末の操作記録）の確認等 イ. デスクトップ上のデータ確認 (3) 職員へのヒアリング
5	監査実施日程	令和6年9月27日（金）
6	監査項目	(1) 人的セキュリティに関する管理状況 (2) 物理的セキュリティに関する管理状況 (3) 情報セキュリティ研修受講記録状況 (4) 情報資産管理状況 (5) 特定個人情報の適正な取扱い状況等 (6) 基幹系システムにおけるデータの管理状況 など
7	適用基準	(1) 龍ヶ崎市セキュリティ規則 (2) 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程 (3) 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程 (4) 龍ヶ崎市電子文書取扱規程 (5) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 など

○人的セキュリティに関して

概ね適正に運用が行われている。一部職員において、デスクトップへのデータ等の貼り付けが見られたが、改善を図られているため、今後も継続して適正な管理・運用を行うこと。

指摘事項：なし

○物的セキュリティに関して

概ね適正に取り扱われている。独自調達システムについて、障害発生時の一時切り分けとしての手順書等を整え、障害の早急な復旧を図れる体制とすること。

指摘事項：なし

情報セキュリティ内部監査結果報告書

令和6年10月15日

1	監査目的	各課等において、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に運用されているかを点検し、情報セキュリティ事故等の未然防止に資するとともに市が管理する情報資産の保護に努める。
2	監査範囲	(1) 地域イントラネット系システム (2) 住民情報基幹系システム (3) その他各課等で使用しているシステム
3	被監査部門	保育課
4	監査方法	(1) 監査項目（書類）の確認 (2) 遠隔操作によるシステム等の管理状況の確認 ア. ログ（端末の操作記録）の確認等 イ. デスクトップ上のデータ確認 (3) 職員へのヒアリング
5	監査実施日程	令和6年9月27日（金）
6	監査項目	(1) 人的セキュリティに関する管理状況 (2) 物理的セキュリティに関する管理状況 (3) 情報セキュリティ研修受講記録状況 (4) 情報資産管理状況 (5) 特定個人情報の適正な取扱い状況等 (6) 基幹系システムにおけるデータの管理状況 など
7	適用基準	(1) 龍ヶ崎市セキュリティ規則 (2) 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程 (3) 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程 (4) 龍ヶ崎市電子文書取扱規程 (5) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 など

○人的セキュリティに関して

デスクトップへの貼り付けについて、監査期間後であるがすぐに多くのファイルを貼り付けている職員が見受けられた。また、IDPWを貼り付けている職員もいたため、至急改善を要す。またUSBメモリへのパスワードの貼り付けも見られたため、指摘事項とする。

指摘事項：デスクトップ貼り付け、ID・パスワードの取扱い

○物的セキュリティに関して

概ね適正に取り扱われている。今後独自システムが稼働するため、保守体制を整え、万一の障害に備えること。

指摘事項：なし

○特定個人情報の適切な取扱いに関して

特定個人情報取扱登録者に課しているe-Learningの受講状況が大変悪い状況である。特定個人情報を取り扱う上で、1年に1回は必ず研修を受けなければいけないこととなっているため、早急に改善を図ること。

指摘事項：特定個人情報事務取扱担当の監督，教育

○住民情報基幹系ファイルサーバ内の電子データ等の適正な取扱いに関して

一部個人名でのフォルダ作成等も見受けられたが、指導・改善を行った。引き続き適正な取扱いに努めること。

指摘事項：なし

情報セキュリティ内部監査結果報告書

令和6年10月15日

1	監査目的	各課等において、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に運用されているかを点検し、情報セキュリティ事故等の未然防止に資するとともに市が管理する情報資産の保護に努める。
2	監査範囲	(1) 地域イントラネット系システム (2) 住民情報基幹系システム (3) その他各課等で使用しているシステム
3	被監査部門	障がい福祉課
4	監査方法	(1) 監査項目（書類）の確認 (2) 遠隔操作によるシステム等の管理状況の確認 ア. ログ（端末の操作記録）の確認等 イ. デスクトップ上のデータ確認 (3) 職員へのヒアリング
5	監査実施日程	令和6年9月27日（金）
6	監査項目	(1) 人的セキュリティに関する管理状況 (2) 物理的セキュリティに関する管理状況 (3) 情報セキュリティ研修受講記録状況 (4) 情報資産管理状況 (5) 特定個人情報の適正な取扱い状況等 (6) 基幹系システムにおけるデータの管理状況 など
7	適用基準	(1) 龍ヶ崎市セキュリティ規則 (2) 龍ヶ崎市セキュリティ対策に関する規程 (3) 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程 (4) 龍ヶ崎市電子文書取扱規程 (5) 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 など

○人的セキュリティに関して

概ね適正に運用が行われている。一部職員において、デスクトップへのデータ等の貼り付けが見られたが、改善を図られているため、今後も継続して適正な管理・運用を行うこと。

指摘事項：なし

○物的セキュリティに関して

概ね適正に取り扱われている。今後独自システムが稼働するため、保守体制を整え、万一の障害に備えること。

指摘事項：なし

○特定個人情報の適切な取扱いに関して

特定個人情報取扱登録者に課しているe-Learningの受講状況が大変悪い状況である。特定個人情報を取り扱う上で、1年に1回は必ず研修を受けなければいけないこととなっているため、早急に改善を図ること。

指摘事項：特定個人情報事務取扱担当の監督，教育

○住民情報基幹系ファイルサーバ内の電子データ等の適正な取扱いに関して

一部個人名でのフォルダ作成等も見受けられたが、指導・改善を行った。引き続き適正な取扱いに努めること。

指摘事項：なし

令和6年度（上半期）情報セキュリティ内部監査結果一覧

I 人的セキュリティに関して

監査内容	秘書	防災	管財	福祉総務	保育	障がい
1 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止	○	○	○	○	○	○
2 パソコンの取扱い（1）離席時におけるパソコンの第三者使用を防止措置	○	○	△	○	○	○
2 パソコンの取扱い（2）デスクトップ上でのデータの保存禁止	△	○	△	△	×	△
3 ID・パスワードの取扱い（他人に教えない、ログイン時に記憶させない、失念しない）	○	○	○	○	×	○
4 イン트라ネットにおけるメール送信（「to」、「cc」、「bcc」の使い分け）	○	○	○	○	○	○
5 公務用USBメモリの取扱い（1）データの保存禁止	○	○	○	○	○	○
5 公務用USBメモリの取扱い（2）適正な保管（施錠管理）	○	○	○	○	×	○
6 セキュリティ研修への参加（職員の情報セキュリティ研修への参加）	○	○	○	○	○	○

II 物的セキュリティに関して

監査内容	秘書	防災	管財	福祉総務	保育	障がい
1 ノートパソコン等の取扱い（1）水濡れによる故障の予防	○	○	○	○	○	○
1 ノートパソコン等の取扱い（2）衝撃、圧迫等による故障の予防	○	○	○	○	○	○
1 ノートパソコン等の取扱い（3）管理方法（施錠管理）	○	○	○	○	○	○
2 サーバ機器等の取り扱い（1）定期的な点検の実施	○	○	○	○	-	-
2 サーバ機器等の取り扱い（2）障害発生時の対応手順を定め、文書化	○	○	○	○	-	-
3 周辺機器の取り扱い	○	○	○	○	○	○
4 情報資産の管理について	○	○	○	○	○	○

○：適正 △：監査指導により改善 ×：改善を要する -：該当なし

Ⅲ 特定個人情報の適切な取扱いに関して

監査内容	秘書	防災	管財	福祉総務	保育	障がい
1 特定個人情報の取得について（取得手順が定められているか。裏面を見ない等の対応が周知徹底されているか。）	—	○	—	—	○	○
2 特定個人情報の利用について（利用職員が限定されているか。）	—	○	—	—	○	○
3 特定個人情報の保存・削除・廃棄について（文書管理規定により正しい保存年限を設定しているか。また、機密文書として適切に削除・廃棄しているか。）	—	○	—	—	○	○
4 特定個人情報の取扱い体制について（届出を行い、取扱者や範囲を定めているか。持ち運ぶ際の措置を講じているか。）	—	○	—	—	○	○
5 特定個人情報の運用について（指定範囲の外に持ち出していないか。）	—	○	—	—	○	○
6 情報漏えい事案に対する体制（龍ヶ崎市情報セキュリティ事故等手順書により対応できるか。）	○	○	○	○	○	○
7 特定個人情報事務取扱担当の監督、教育（所属長による取扱い確認が行われているか。職員に対して研修等により教育を行っているか。）	—	○	○	○	×	×
備考（特定個人情報の取扱い）	関係事務のみ	防災	市営住宅	被災者支援	保育	障がい

Ⅳ 住民情報基幹系ファイルサーバ内の電子データ等の適正な取扱いに関して

監査内容	秘書	防災	管財	福祉総務	保育	障がい
1 基幹系ファイルサーバ内のデータは、原則、文書管理に準じて分類している。	—	—	○	○	○	○
2 職員の個人名等のフォルダにデータを保管していない。	—	—	○	○	○	○
3 使用しなくなったデータは適宜消去している。	—	—	○	○	○	○
4 マイナンバーなど重要な電子データが含まれるファイルには、パスワードをかけて保存している。	—	—	○	○	○	○
5 基幹系システム（総合福祉システム、健康管理システム含む）の端末のデスクトップに電子データを貼り付けしていない。	—	—	○	○	○	○
6 原則、基幹系システムのデータ以外は、基幹系ファイルサーバに保管しない。	—	—	○	○	○	○

○：適正 △：監査指導により改善 ×：改善を要する —：該当なし

令和6年度情報セキュリティ研修会について

●目的

情報セキュリティに対する意識向上を目的とし、毎年実施。なお、今年度は情報セキュリティ研修に加え、契約事務におけるコンプライアンス研修についても同時に行う。

●対象者

- (1) 市から貸与する端末を使用して事務処理を行う職員のうち、以下の職員
ア 正職員（部長級以下の全職員、再任用職員含む）
イ 会計年度任用職員（週の労働時間が30時間程度以上）
- (2) 龍ヶ崎市立小中学校長

●実施日程

令和6年7月22日（月）、8月22日（木）10月30日（水）
いずれも1時間の回を4回、合計12回実施

●参加人数（※7/29、8/22は実績、10/30は申込者数）

	9：30～	11：00～	13：30～	15：00	合計
7/29（月）	64人	43人	47人	38人	192人
8/22（木）	52人	29人	42人	47人	170人
10/30（水）	50人	22人	33人	43人	148人

●理解度

	10～20代	30代	40代	50代以上	合計
理解出来た	15人	7人	17人	41人	80人(31.5%)
概ね理解できた	26人	32人	33人	67人	158人(62.2%)
どちらとも言えない	2人	1人	7人	6人	16人(6.2%)

※参考（契約におけるコンプライアンス研修理解度）

	10～20代	30代	40代	50代以上	合計
理解出来た	8人	5人	11人	35人	59人(23.2%)
概ね理解できた	28人	30人	38人	66人	162人(63.7%)
どちらとも言えない	5人	5人	8人	11人	29人(11.4%)
あまり理解できない	2人	0人	0人	2人	4人(1.5%)

●研修受講者の自由意見

- ・何もなくても意識付けのため、定期的な研修が必要だと思う。
- ・気付かぬうちに巻込まれる事もあり、自身とは関係ない案件と考えず情報漏洩には気を配らなければならないと思う。
- ・外郭団体職員や民生委員等に対し、同研修の内容を周知する必要があると感じた。
- ・身が引き締まる思いで受講しました。再確認することもでき、定期的開催していただけることはありがたいです。漏えいしてしまった後が大変ということ職員間で再度共有したいです。ありがとうございました。
- ・情報セキュリティ・契約事務コンプライアンス研修については、特に重要性の高い研修だと思います。今後も定期的な研修の開催をお願いいたします。
- ・情報セキュリティについては、事例を交えた説明で理解しやすいものでした。また、契約については、官製談合等の過去を忘れないためにも、引き続き研修を実施していくことをお願いします
- ・内容的に全職員対象としたい意向は理解できるが、資料を見れば分かる内容であり、各課業務多忙の中無理に参加させるべきではなく、資料配布でよいと考える。対面での説明が必要な場合、多くても各課1名程度でいいのではないか。
- ・今回のように対象者を一堂に同じ会場に集めての研修もありかと思いますが、オンラインでの研修（録画）に切り替えるのもありだと思います。
- ・できれば、動画を取り入れて、もう少し時間を掛けても良かったかと思いました。

私用スマートフォンの業務での使用について

1 概要

現在、全庁的な公用携帯電話が無い状態であり、外出時などにおける業務連絡については私用のスマートフォンを使用しているのが実情。

ただし、龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程において、私用のスマートフォンは、原則として業務時間中は使用してはならないと規定されている。

現状を踏まえると、龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程を改正し、業務における私用スマートフォンの使用を認める方向としたい。

※業務時間中の私用での携帯電話等の使用については、地方公務員法第35条職務に専念する義務に違反する行為となる。

2 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程改正案

① 第12条2項の削除

② 第12条2項ただし書き以下を次のとおり改正

「勤務時間中は使用してはならない。」

⇒「勤務時間中における使用は業務に限るものとする。」

3 スケジュール

今年度中に改正

○龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程

平成 20 年 3 月 21 日

訓令第 5 号

龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程(平成 13 年龍ヶ崎市訓令第 6 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、行政事務の効率化及び高度化を図るとともに行政サービスの向上を実現するために活用するコンピュータ等及び当該機器に係るシステムの適正かつ効果的な運用及び管理に関し、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年龍ヶ崎市条例第 27 号)及び龍ヶ崎市情報セキュリティ規則(平成 15 年龍ヶ崎市規則第 24 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イン트라ネット系システム 本庁舎内及び本庁舎と出張所その他の市の出先機関(以下「出先機関等」という。)を通信回線で結んだ情報通信機器のネットワークで、主に市民への情報提供、事務処理等を目的とした基盤及びシステム等をいう。
- (2) 住民情報基幹系システム 本庁舎内及び本庁舎と出先機関等を通信回線で結んだ情報通信機器のネットワークで、住民記録、税、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の業務を処理することを目的とした基盤及びシステム等をいう。
- (3) 総合福祉システム 生活保護、障がい者福祉、保育、学童保育、児童手当及び児童扶養手当の業務を処理することを目的とした基盤及びシステム等をいう。
- (4) コンピュータ等 電子計算機、サーバ、光ディスク装置等の記録媒体、通信回線機器その他これらに類するものをいう。
- (5) 端末装置 イン트라ネット系システム、住民情報基幹系システム及び総合福祉システム(以下「イン트라ネット系システム等」という。)その他のシステムによりコンピュータ等のデータを検索し、又は処理するためのパーソナルコンピュータをいう。

(私用の禁止)

第 11 条 職員は、イン트라ネット系システム、住民情報基幹系システムその他のシステムを私用で利用してはならない。

(私用コンピュータ等及びソフトウェアの持込禁止)

第 12 条 職員は、私物としてのコンピュータ等及びソフトウェアを持ち込んではいない。ただし、通話機能を利用する目的のスマートフォン及びタブレットについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により持ち込んだスマートフォン及びタブレットは、原則として、勤務時間中は使用してはならない。